

第 9 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 2 5 日開会

中標津町農業委員会

令和6年3月25日、第9回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

3番	纓 坂	直 俊
4番	福 嶋	寿 顕
7番	遠 藤	昭 男

附議した案件

- (イ) 議案第 38 号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 40 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 41 号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ホ) 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第 43 号 令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ト) 議案第 44 号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の承認について
- (チ) 議案第 45 号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について
- (リ) 報告第 8 号 農政委員会開催報告について
- (ヌ) 報告第 9 号 農地委員会開催報告について
- (ル) 報告第 10 号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第9回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5番、山下 幸枝 委員。
6番 助口 明 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 2月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。3月18日、札幌市にて、北海道農業会議第96回総会がおこなわれ、その後、令和5年度市町村農業委員会会長・事務局長が行われました。それぞれ会長と事務局長が出席しております。また、翌日、3月19日には、北海道農業会議第11回常設審議委員会がおこなわれ、その後、北海道農業会議第1回会長・副会長・専務理事選考委員会おこなわれました。それぞれ会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第38号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)(2)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第38号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積48,752㎡、他2筆、

計 146,288 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和4年7月26日から令和6年3月31日まで。5、合意解約成立の日、令和6年2月23日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第39号（4）に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主に所有権移転するため、期間内解約するものです。

3ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 33,138 m²、他8筆、計 280,730 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年10月28日から令和6年8月22日まで。5、合意解約成立の日、令和6年3月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第42号（9）（10）に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主が設立した農地所有適格法人に借主を変更するため、一度期間内解約し、再度賃貸借の設定をするものです。

以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。（1）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」（1）（1）について説明いたします。5ページをお開きください。
（1）1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、株〇〇〇 〇〇〇〇m、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積 189,734 m²、利用目的、牧草畑、他22筆、計 744,293 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営する

もの。４、移転の方法。使用貸借権の設定。５、期間。令和６年４月１日から令和１６年３月３１日まで。６、当事者の経営状況。構成員、１人、農従者、１人、経営地、計４２０,３６８㎡、家畜、牛３２１頭。７、見取図については、７ページ、８ページのとおりととなっております。

この案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に使用貸借設定するものがあります。別添の調査書のとおりに農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（２）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第３９号（２）について説明致します。９ページをお開きください。

（２）１、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、（株）〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積４７,６６２㎡、利用目的、牧草畑、他１４筆、計５０２,３１７.３７㎡。３、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。４、移転の方法。使用貸借権の設定。５、期間。令和６年３月２５日から令和１０年１月２２日まで。６、当事者の経営状況。構成員、２人、農従者、２人、経営地、計５４２,３７２㎡、家畜、牛４６５頭。７、見取図については、１１ページのとおりととなっております。

この案件につきましては、所有農地を農地所有適格法人に使用貸借設定するものがあります。別添の調査書のとおりに農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（２）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（３）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第３９号（３）について説明致します。１２ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇 〇〇、〇〇歳、無職。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地の〇、(有)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 97,537 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 145,307 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで。6、価格。年 1,000,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、5 人、農従者、4 人、経営地、計 1,358,034 m²、経営作目、芝生。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、13 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第 39 号 (4) について説明致します。14 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、帯広市〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,752 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 146,288 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,3100,000 円。6、資金調達の方法。ステップアップローン。7、当事者の経営状況。構成員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 2,306,943.10 m²、家畜、牛 673 頭。8、見取図は、15 ページのとおりです。

この案件につきましては、現在農地所有適格法人に賃貸借している農地について、所有権を移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)
について説明致します。17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、
面積4,294㎡内313㎡、他2筆、計11,795㎡。3、許可を受けようとする事由。砂
利、黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和6年4月26日から令和7年4月
25日まで。5、採取量、砂利21,384㎥、黒墨13,555㎥、土31,175㎥。6、最大
切深。9.71m。7、見取図については、18ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。申請
地については、平成7年からの継続地であり、今回の申請面積は、11,795㎡
となっております。令和6年3月8日第3地区推進班にて確認し、地下資源採取の
ための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可
能となることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと
判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案第41号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更
承認について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明を
をお願いします。
(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第41号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。20ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、東京都中央区〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積9,813㎡、他12筆、計230,258㎡。3、許可期間。令和4年3月25日から永年。4、変更理由。建物の配置等変更及びその設計見直しに伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和4年3月25日から令和9年9月30日まで。変更後、転用期間、令和4年3月25日から令和10年9月30日まで。

この案件につきましては、令和4年1月27日開催の第19回中標津町農業委員会総会議案第106号(1)で審議、承認され、令和4年3月25日、北海道より許可通知があり、同日交付したものです。本件は、建築コストの高騰から、建築面積の縮小や建物レイアウトの変更等の見直しをするものです。また、この設計変更に伴い、工事期間の延長が必要となったことから、工期を変更するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。22ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積12,077㎡、利用目

的、牧草畑、他2筆、計39,725㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。860,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者1人、経営地、計91,780㎡、経営作目、蕎麦。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、23ページのとおりです。この案件につきましては、安達氏が所有していた農地について譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲渡するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第42号(2)から(7)について、説明いたします。
議案の24ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村 穰。

借主、中標津町字〇〇〇〇北〇番地3、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積482,353㎡内133,000㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計216,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年432,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,855,660.03㎡、家畜、牛780頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、30ページのとおりです。なお(3)から(7)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても30ページ、31ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。25ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積600,097㎡内52,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年104,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計

565,429 m²、家畜、牛 63 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

26 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 600,097 m²内 143,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年 286,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 1,330,380 m²、家畜、牛 365 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。27 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 192,274 m²内 76,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年 152,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、計 1,038,901 m²、家畜、牛 205 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。28 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇T、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m²内 212,000 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 486,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年 912,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,824,543.40 m²、家畜、牛 107 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。29 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 m²内 46,000 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 183,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年 366,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 2,204,801 m²、家畜、牛 842 頭。9、適用。農業経営基盤強化促

進事業。

以上の6件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第42号(8)から(10)について、説明いたします。32ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 93,403 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。6、価格。年 647,500 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計 1,354,909.82 m²、家畜、牛 456 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、33ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。34ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,138 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、保有合理化事業により賃貸するもの。借主、保有合理化事業により賃借し、農業経営を行う。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年3月25日から令和6年8月22日まで。6、価格。年 314,960 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、1人、経営地、計 720,580.12 m²、家畜、牛 154 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、35ページのとおりです。なお、(10)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。36ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,745 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、保有合理化事業により賃貸するもの。借主、保有合理化事業により賃借し、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年3月25日から令和6年8月22日まで。6、価格。年 74,080 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 1,254,791 m²、家畜、牛 298 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37 ページのとおりです。

この2件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地について、飯島氏に賃貸借していた農地の一部を農地所有適格法人に借主を変更して設定し直すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第42号(11)について、説明いたします。
議案の24ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,398 m²、利用目的、牧草畑、他8筆、計 256,986 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年 619,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 2,160,655.10 m²、家畜、牛 978 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、40 ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、賃貸借を再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 8、報告第 8 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 報告第 8 号「農政委員会開催報告について」説明いたします。50 ページをお開きください。令和 6 年 2 月 26 日役場 3・4 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和 7 年度農業施策と予算に関する要望、意見の検討について。

本年 5 月 29 日に開催予定の、全国農業委員会会長大会にあせて行われる、北海道選出国會議員に対する要請活動における要望、意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行い、本農業委員会の要望、意見を求められたものであります。

協議結果。本農業委員会としては、事務局提出のとおり、以下の 10 項目を要望、意見とする結論となったところであります。

1、地理情報共通管理システムの管理・運用に係る財源措置について。地域計画（人・農地プラン）の法定化に伴い、農地台帳の管理（農地法第 52 条の 2 及び農地法第 52 条の 3）はもとより、目標地図を含めた農地地図の適正な管理がより求められることから、最新の地番図又は最新の航空写真等のデータ更新は不可欠である。それらのデータ取得に係る経費等についての最大限の予算を確保すること。

2、国際交渉における基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について。農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を継続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。さらに、食糧の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。

3、農業生産基盤の強化について。離農者の農業用施設等の撤去や農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

4、北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について。現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。

5、鳥獣被害対策の拡充・強化について。鳥獣被害について、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

6、農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について。政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。

7、新規就農対策について。新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

8、農業委員会サポートシステム、地理情報共通管理システムの及びタブレットの利用促進について。農業委員会サポートシステム、地理情報共通管理システム及びタブレットの利用促進を図るため、支援事業者等による伴走支援経費や農業会議等による巡回経費が支出できるような予算を確保する。また、緊急時の対応に備え、システムの操作支援を迅速に対応できる仕組みを確保する。

9、農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について。ウクライナ情勢や円安基調等によって、燃油・肥料・飼料などの価格が高騰し、未だ飼料価格については高止まりの状況が続いており、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図り、安心して営農ができるよう農業生産資材高騰対策を継続して講ずること。混迷する世界情勢を踏まえ、過度に輸入依存している現状から脱却し食料自給率の向上また生産基盤の強化等を図り、自国の食料を自国で生産し消費できるような幅広い施策を早期に策定すること。

10、農業経営の安定対策について。世界情勢や災害等、有事の際に起こり得る生産コストの上昇分については、販売価格に適正に転嫁できる制度（品目別所得補償制度）を創設すること。

2、令和6年度中標津町農業委員会総会開催日程について

本農業委員会の令和5年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から11月までは午前10時30分から、12月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
日程9、報告第9号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
（挙手あり）後藤田委員長。

後藤田委員長 報告第9号「農地委員会開催報告について」説明いたします。議案の55ページをお開きください。令和6年2月26日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容。1、令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

協議結果。本町における令和5年1月から12月の売買事例では、1ha当り80万円で取り引きされた事例はありません。

最も多く取り引きされた事例は、50万円未満を除き、1ha当り70万円から75万円未満で全体の23.2%、次に多く取引された事例は60万円から65万円未満が、18.5%となっております。

平均単価は、63万6千円、対前年比では3万5千円高騰となっております。

近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきておりますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上、検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程10、議案第43号「令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第43号「令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。42ページをお開きください。令和6年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。1ha当り上限80万円。この案件につきましては、報告第9号にて後藤田農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 11、議案第 44 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」
を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 44 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」事務局よりご説明致します。44 ページをお開きください。農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地等の利用の最適化の促進に係る活動、いわゆる「最適化活動」を実施することとされております。令和 4 年 2 月 2 日付け、農林水産省経営局長通知により、最適化活動の成果目標及び活動目標を 3 月末までに翌年度の目標を作成することとなったことから、令和 6 年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。なお、最適化活動の目標の設定につきましては、承認後、北海道農業会議の確認を受けた上で農業委員会のホームページ掲載等に公表することとなっております。以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 12、議案 45 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 45 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申しあげます。48 ページをお開きください。
この件につきましては、令和元年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事

を受け、同年11月28日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでありまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年12月18日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施について依頼があったことから、令和2年1月24日開催の第31回総会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択したところでありましたが、北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和4年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。

（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読）

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり採決されました。
日程13、報告第10号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

（挙手あり） 農地係長。

農地係長 報告第10号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。58ページをお開きください。

許可日。令和6年3月19日付。

（1）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,111㎡内20,153㎡、他1筆、計20,221㎡。3、許可期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。なお、（2）から（5）につきましても、借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。59ページをお開き

ください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,703 m²内 3,149 m²、他 3 筆、計 15,571 m²。3、許可期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。60 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m²内 3,474 m²、他 1 筆、計 20,223 m²。3、許可期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。61 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、旭川市〇〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 33,778 m²内 6,719 m²、他 1 筆、計 13,156 m²。3、許可期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。62 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積 76,799 m²内 1,813 m²。3、許可期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。63 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,504 m²内 1,156 m²、他 2 筆、計 19,958 m²。3、許可期間。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第 9 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14 時 24 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月8日

会 長 _____

5 番 _____

6 番 _____